

# CFO Letter

## IFRS導入に向けて

株式会社セブン&アイ・  
ホールディングス執行役員  
経理部シニアオフィサー

しみず あきひこ  
清水 明彦



### I はじめに

現在、国際財務報告基準（IFRS）の文字を目にしない日はないほど、IFRS 適用に向けてあらゆるところで話題となっている。当社もまさに IFRS を適用した場合の影響度調査（貸借対照表や損益計算書に与える影響の調査）を行い、個別の基準の考え方や処理等について検討しているところである。

例えば、2002 年に国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が IFRS と米国基準を将来的にコンバージェンスする合意（ノーワーク合意）をして以降、IFRS の注目が進み、2005 年 EU 域内での IFRS 強制適用、そして 2007 年に IASB と日本の企業会計基準委員会（ASBJ）がコンバージェンスのスケジュールに合意（東京合意）したことにより更に進んだ。何と言っても 2008 年に米国証券取引委員会（SEC）が米国上場企業に対し、将来 IFRS を強制適用（アドプジョン）する方向性を示した（決定ではない）ことから一気に加速し、2009 年 6 月金融庁から「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表されてからの諸々の凄まじい動

きは周知のとおりである。2008 年に SEC がアドプジョンの方向性を打ち出したときは正直驚いた。それは、それまでのコンバージェンス（近い基準に改定する）と方向性が示されたアドプジョン（そのものを採用する）とは、本来大きく異なるものであり、米国が簡単にその方向性を示したことに對してである。そうしたことは、日本もいずれその方向に向かうであろうし、スムーズに進めるためにも東京合意におけるコンバージェンスの確実な実行がより重要になったな、と当時思ったものである。その後も ASBJ におけるスケジューリングされたコンバージェンスの精力的な評価される活動が行われ、現在も変わらず続いている。

もっとも、米国も IASB と 9 つの項目について協議を進めた上で、2011 年に強制適用について決定するというものであり、今まさに IASB、FASB 共同作業による改定や変更の「論点整理」や「公開草案」が次々と公表されている。

### II IFRS の特徴と論点

まずは、IFRS の特徴、性質を考え、社内に

理解させなければならない。IFRS に対しての意見はあるにしてもである。

以下のように単語だけでなく、流れとして全体観を説明することによって、その後の個々の基準も理解されやすくなるのではないだろうか。また、単なる会計基準ではなく、経営者も理解し経営方針・会社方針を確認し、経理部以外の他の部門も理解しなければならない、ということが分かってもらえるのではないだろうか。

- ・主に投資家（財務アナリスト含む）向けに報告するための、比較可能性のある世界共通の「ものさし」となる基準であること。
- ・従って、投資家の投資意思決定に役立つものという要請から、業績評価だけでなく、企業価値評価や将来キャッシュフロー生成能力を計れるもの。PL 重視よりも BS 重視。
- ・すなわち、期末時点の公正価値を重視した資産・負債アプローチといわれるものになる。これは、期末時点での視点であり、長期的な視点に立っていないのではとの指摘ともなるところではあるが、まずは、特徴として捉えなければならない。
- ・規則主義でなく原則主義であること。原則主義ということは方針によって異なるし、見積もりや予測による領域が広い。
- ・従って、会計方針は経営方針・会社方針に沿ったものであり、同時に会社としてどのような方針で処理したか、どのような考え方で見積もりや予測を行ったかが重要になり、それを注記等で詳しく開示、説明しなければならない。
- ・すなわち、注記の量が多くなる。

過去の不正会計や金融不安などから、どこの国のどの会社の財務諸表にも信頼性を求める中、比較可能性や透明性等から世界共通の基準の作成要請は総論賛成であり、先進国、発展途上国を含めた世界中の国での共通基準となるためには、複雑で膨大な細かいルールベースの基準、

すなわち米国基準のような基準は世界共通とはなりえないということは、米国も含めて早くから理解はされており、規則主義より原則主義は、必然であったと思う。

次に、当面やっていかなければならないのは、原則主義に対応する会計方針を決めていくことだと考える。しかし、会計方針が別個に先に決まるのではなく、前述したように会計方針は、経営方針・会社方針に沿ったものであり、それが明確でなければならない。また、投資家サイドから見ても妥当性のあるものでなければならない。しかし、原則主義だからといって、数値基準はないにしても重要性の原則の考えがないわけではないし、厳密に考えすぎたり、枝葉末節なことに囚われることはないと思われる。

言うほど簡単ではないが、自社の経営方針・会社方針を市場にアピールするのだと考えられれば一番良い。グループ会社のビジネスモデル、事業の特性、取引等をきちんと棚卸し、確認、把握し、ぶれない考えを持つ必要がある。関連した会計基準、例えば、固定資産会計、リース会計、減損会計、資産除去債務会計などを考えるときに、固定資産の使用年数、将来キャッシュフローの予測年数等々関連性が出てくる。経営方針・会社方針に沿って項目ごとに会計方針案を策定し、監査法人に確認するという作業を進めていくことによって決定していくと思われる。会計方針が固まれば、関係会社への展開、システム対応、連結 Pro Forma F/S 作成、業務の見直し、内部統制対応などが見えてくると思われる。

### III IFRS の影響

当社は小売業であるが、当業界において影響が大きいと思われる主なものとして、収益認識の純額計上とリース会計が挙げられる。収益認

識においては、テナントの売上高や消化仕入といわれる取引の一部が代理人取引となり、総額でなく純額となるので、表示上の売上高が減少する。リース会計は、改定される公開草案によると、現在のオペレーティングリースも使用権資産とリース支払債務としてオンバランスされ、50%超の可能性のある最長期間という見積りリース期間も、現在の認識より長くなる可能性があり、総資産が増加する（リース会計については、概念フレームワークの負債の定義や認識として記載されている確実性や信頼性に比して、公開草案のリース債務の認識は広いようで疑問はあるが）。それによって、売上高××比率や総資産××比率などの財務指標が変化する。これは、会社内部においても外部においても指標を見る尺度が変わってくる。

また、人・物・金とよく言われるが、一般的に人・物・金を多く使っている企業は、今まででもそうであったが、益々影響が大きくなる可能性があると考えている。退職給付の企業年金資産の目減り、固定資産の減損、リース債務の増加、金融商品の時価の下落などについて今まで以上にリスクを考えなくてはならない。従って、ビジネスモデルの考え方の変化や資金効率、資産効率の要請がさらに大きくなることも考えられる。各事業の資金効率、資産効率を上げるだけでなく、グループ資源をより効率的な事業に配分するグループ内ポートフォリオの有効化の要請が強まると思われる。IFRSをマイナス思考で捉えるよりも、効率を上げるビジネスを考えるなどプラス思考で捉えることも必要である。

人材教育も必要である。規則主義から原則主義に変わることによって、今までのように「どの基準のどの条項にそう書いてあるのか」という考え方から、取引の実質、実体を理解した上で、基準の本質に基づいて会計処理方法を考える癖をつける教育を部員に対して今からでもしなくてはならない。経営方針に沿って、取引の

実体や基準の本質を考え対応できる管理者の育成もしなくてはならない。

また、内部統制導入で整理はされてきたが、更に、グループの考え方や会計方針の統一を図る必要がある。

#### IV IFRS の課題

IFRS 導入に向けて準備は進めているが、会社レベルというだけでなく、もっと大きなレベルでの課題があるように思える。

##### (1) 単体財務諸表の取扱いの問題

2009年6月の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」において連結先行という形で、単体はやや後回しになったが、よく言われるように、単体には税法の課税所得、会社法の配当可能利益（分配可能額）の問題がある。税務上の損金経理要件が変わらなければ、IFRSによる処理をすると課税所得が増加して税金拠出が増加することがあり、税メリットよりも会計上の要請が優先するのは納税されないであろう。会社法においてもIFRSの処理で計算された純資産では配当可能利益が算定されない。

IFRSを既に適用している国においても、例えばドイツやフランスなどは、単体財務諸表は自国の会社法、税法に基づいたものであると聞く。そういった各国の情報あまりアナウンスメントされていないように思える。日本は、会社法、税法、会計制度が非常にバランスの良い国である。会社法の配当可能利益や税法の課税所得のように国内法と密接な関わりのある単体財務諸表の議論を連結財務諸表とは別に、各産業界を含む各ステークホルダーで討議される会議が本年9月末に財務会計基準機構（FASF）に設置され、ASBJにおいてそれを踏まえて議論されていることは大きな進展であり、非常に

意味がある。各関係者に納得される十分な討議がなされることが期待される。

単体、連結とも IFRS の方が分かり易いし処理し易いという考えも理があるが、当社は以前米国基準を適用し、日本基準の単体を連結修正により米国基準の連結にしていた経験からは、コンバージェンス後の限られた項目であれば日本基準の単体から IFRS の連結修正は可能とも思える。

## (2) アドプションとコンバージェンスの問題

2008年8月に米国のSECがIFRSへのコンバージェンスからアドプションへの方向性を打ち出し、2011年に強制適用するか否かを決定するということを発表してから、日本においても俄かにそれまでのコンバージェンスからアドプションへの方向性について熱く語られ始めたが、ここに来て米国のトーンも若干、変化がある様にも見えることもあるが、日本も少し冷静にみる必要もあるのではないか。今後の米国の動向も注視しなければならないが、IFRSを適用しているという国においてもアドプションなのかコンバージェンスに近いものなのか正確な情報のアナウンスメントがあまりない。韓国はアドプションと聞くが、急成長している中国やインドはアドプションでなくコンバージェンスと聞く。日本が他国の取扱いに必ずしも影響されることはないが、アドプションとコンバージェンスは大きく異なるものであり、情報は持っているべきではないか。

## (3) アドプションとコンバージェンスの処理に対する監視機能

各国がIFRSを正しくアドプションして処理

しているか、コンバージェンスに則って処理されているかを監視する機能は、各国の監査法人に委ねられているのであろうか。また、投資家・アナリストのチェックにより正しい方向に収斂することが期待されているのであろうか。せっかく総論賛成で世界標準であるはずのIFRSが導入されても、最大の目的である投資家の国際的な比較可能性は確保されるのであろうか。そもそもアドプションとコンバージェンスも異なるものである。日本人の国民性から、IFRSがアドプションとなったならば、企業においても監査法人においても、精度の高い対応がなされることは推測されるだけに、考えたくはないが、真面目な日本企業、ないしは日本が割を食うということがないのか一抹の不安がある。

## V おわりに

既に述べてきたように、会計制度を単に経理の問題として捉えるのではなく、経営方針・会社方針があり、それに沿ったかたちで会計方針があり、会計処理があるということを再認識する良い機会である。

今年から来年に掛けてIFRSは改定された各基準の公開草案や最終基準が公表され、それに呼応してコンバージェンスの日本基準の論点整理や公開草案も公表されるが、会社としては、それらの本質や内容をよく理解し、IFRS導入に向けた対応を肅々と進めていきたい。

一方で、大きく捉えるならば、日本国に関わる問題として、まさにオールジャパンで取り組むべき問題としても考えていかなければならない。